

申請は5月16日から



対象と見込まれる人には5月13日以降に申請書類を郵送

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対し、給付金が支給されます。

対象は次の全ての要件を満たす人

○平成27年1月1日に市に住民記録がある(平成27年1月2日以降に転入した人は、転入前の市区町村で申請してください)

○生年月日が昭和27年4月1日以前

○平成27年度の市民税が課税されていない(課税されている人の扶養である場合や、生活保護を受けている人などは除く)

金額は3万円

申請方法

支給対象と見込まれる人には申請書類を5月13日(金)以降に郵送します。くわしい支給対象の要件などは申請書類と共に送付しますので、確認してください。対象になる人は必要事項を書いて同封の返信用封筒で郵送してください。

対象と思われるのに申請書類が届かない場合は成田市給付金専用ダイヤル(5月16日)に開設、

73・7900、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時へ連絡してください。

申請期間は5月16日(月)～8月16日(火)(当日消印有効)

支給方法 申請の受け付け後、決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます

※くわしくは社会福祉課(☎20・1536)へ。

振り込め詐欺に注意

厚生労働省・県・市区町村の職員などがATM(現金自動支払機)の操作や、給付金の受け取りのための手数料を求めることはありません。

振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してください。

高齢者向け給付金対象者確認チャート

1. 平成27年度の臨時福祉給付金(6,000円)を受給しましたか？
受給していない場合、支給要件を満たしますか？

いいえ → 対象ではありません

はい ↓

2. 生年月日は昭和27年4月1日以前ですか？

いいえ → 対象ではありません

はい ↓

3. 高齢者向け給付金(3万円)の支給対象者となる可能性があります。